

清田南小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年(2026年)4月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものです。本校では平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」や「札幌市いじめ防止等のための基本方針」等をもとに、『いじめ防止基本方針』を策定しました。このことにより、「いじめ防止」について学校、児童、保護者、地域が共通理解し、共に子どもを見守る体制を大切にします。「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童でも起こりうる」という基本認識を踏まえ、「いじめはいかなる理由があっても決して許されることではないこと」という原則のもと、「未然の防止」「早期の発見」「迅速・適切な対応」について全職員の共通理解を図る。そして、全ての子どもたちが安心して学べる学校生活を第一に考え、そのために力をつくします。ぜひ、ご理解とご協力をお願いいたします。

清田南小学校いじめ防止の合言葉

「いじめを起こさない・見逃さない・許さない」

1 いじめ防止に対する本校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

〈いじめ防止対策推進法 第2条より〉

(2) いじめ防止対策組織

組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は校長の監督の下で行う。

① 【いじめ防止対策委員会】

構成メンバー

校長・教頭・教務主任・特別支援教育コーディネーター・担任外教諭・養護教諭・該当学年教諭・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）

※必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などを招集する。

② 【学校いじめ対策組織の会議について】

- 校内のいじめ防止対策委員会の会議を年間計画に位置付け、月に1回定例の会議として開催する。
- 毎月の会議において、いじめの認知や解消等の対応状況について確認する。
- 年に3回（6月、11月、2月）のアンケートを実施し、アンケート結果や面談等の内容について検討するためにいじめ防止対策委員会を開催する。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談等を受け付ける窓口となる（児童や保護者にも周知する）。日常的な声掛け、観察、シャボテンログを活用しいじめの早期発見に努める。また、いじめの疑いを把握した場合は、構成員がそ

わない場合でも開催し、解消に向けての方針を立てる。

e.校長不在時は、教頭が対策会議を実施する。

③ 【その他の対応について】

a.学校として、いじめの情報を共有し、組織的に対応ができる体制を整える。

(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等を共有)

b.重大事態が発生した場合は、すぐに教育委員会に報告する。学校が事実に向き合い、対処や同種の事態の発生を防止する。また、児童及び保護者に対して、適切なタイミングで進捗状況を共有する。

(3) いじめ防止の合言葉 具体的対応

1 いじめを起こさない

～いじめの未然防止に向けて～

子どもの心を育てる教育活動

(1) 豊かな心の育成

- ・優しさや思いやり、友情、協力等の心を育てるための道徳教育を充実させる。
- ・きまりやルール等の規範意識をしっかりとさせる。

(2) 心のつながりを大切にしたい授業の推進

- ・毎日の授業が落ち着いた雰囲気の中で、子どもたちが安心して学習に取り組めるようにする。
- ・思いや考えを交流し合う場を大切に、互いの存在を認め合える雰囲気をつくる。

(3) 共に支え合う、助け合う集団づくり

- ・子どもが主体的に参加し、協力しあって一つのことを成し遂げる喜びを体験させる。互いを認め合い、協力することのすばらしさを体得させ、自己肯定感や自己有用感を育む。

(4) 地域、保護者への情報発信と意識啓発

- ・「学校説明会」「学校だより」「ホームページ」「学級懇談」「PTA研修会」等の機会において、いじめ防止に向けての情報を発信していく。
- ・日常的に保護者や地域と連携を図る。家庭や地域における子どもの状況について話題にし、日々の学校生活に生かしていく。

2 いじめを見逃さない

～いじめの早期発見～

(1) いじめアンケート調査

- ・毎年11月に、全市一斉の「悩みやいじめアンケート」を実施している。また、6月と2月にも学校独自の「いじめアンケート」を実施している。実施後は担任が関係児童との面談を丁寧に行う。保護者とも連携を図り、情報を共有し、いじめの早期発見に努める。

(2) しっかりと連携体制をつくる

- ・担任一人で抱え込まず、事実を迅速に伝達し、共有し合う。
- ・複数の目で、いじめの兆候を発見する。
- ・日常的に子どもについて語る場を大切に、成長や変化、気になる姿についての見取りを確かにしていく。

(3) いじめのサインの発見のために

- ・登校指導や朝の健康観察、欠席時の連絡、授業の様子、休み時間の様子などを注意深く観察し、些細な変化も見逃さず、声かけを行う。

3 いじめを許さない

～いじめに対する指導と対応～

(1) いじめられた児童の保護者には、いじめを把握したその日に事実の概要を伝え、その後、事実確認を速やかに行う。また、いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、適切継続的な助言を行う。

(2) いじめられている子に対する心のケア、安全の確保を行う。また、いじめている子に対する指導を行う。

(3) 面談・保護者との共有、定例の会議を行い、再発防止に努め、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを行う。

(4) 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。